

## 第3章

## 倫理法等違反への厳正かつ迅速な対応

## 1 調査及び懲戒手続の概要

倫理法等に違反する行為に関する調査及び懲戒は、国公法における一般服務義務違反の場合と同様に、一義的には任命権者が行うこととされているが、厳正かつ公正な事実の確認及び措置が行われるよう、また、府省間での均衡を著しく欠いた対応とならないよう、倫理法において、倫理審査会の一定の関与の下にその手続が行われる旨の定めがなされている。また、規則22-1（倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準）において倫理法等に違反した場合に係る懲戒処分の基準が、規則22-2（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）において倫理法等違反に係る調査及び懲戒の手続の細目が、それぞれ定められている。

任命権者が職員に倫理法等に違反する疑いのある行為があったと思料する場合には、これらの規定に基づき、任命権者により、倫理審査会に端緒報告がなされ、調査が実施される。倫理審査会では、必要に応じ、任命権者と共同して調査を実施するほか、特に必要があると認めるときは、自ら単独で調査を実施できることとなっている。

調査の結果、職員に倫理法等に違反する行為があることを理由として任命権者が懲戒処分を行おうとする場合は、あらかじめ倫理審査会の承認を得なければならないこととされており、倫理審査会は、違反行為の内容を厳正に審査し、任命権者が行おうとする処分案が適正かどうかを判断している。また、倫理審査会が自ら単独で調査を実施したときは、倫理審査会が自ら懲戒処分を行うことができることとされている。

倫理法等違反に関する情報は、公務員倫理ホットラインなどを通じて、投書、電子メール、電話等で倫理審査会に寄せられるほか、各府省等からの連絡や新聞報道等からも得ている。倫理審査会では、これらの情報を点検し、必要に応じ、自ら又は任命権者に依頼して内容を確認するための予備的な調査を行い、その結果、倫理法等に違反する行為が行われた疑いがあると思料される場合に、倫理法等に基づく調査及び懲戒手続を開始することとなる。

## 2 倫理法等に違反する疑いがある行為に係る調査及び懲戒の状況

## (1) 調査及び懲戒処分等の件数

令和元年度に倫理法等に違反する疑いのある行為に関し新たに調査が開始された事案は14件であり、前年度から継続して調査が行われた事案は1件であった。これらのうち、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われたものは6件で合計10人（免職1人、停職1人、減給1人、戒告7人）（後掲（2）参照）であり、各府省の内規による訓告・厳重注意等の措置（以下「矯正措置」という。）が講じられたものは11件で合計164人であった（1件の事案の中で複数の職員が違反行為を行い、懲戒処分、矯正措置の両方が行われたものは3件あり、懲戒処分件数及び矯正措置件数のそれぞれに計上している。）。また、令和元年度の調査が令和2年度に継続された事案はなかった。

これらを前年度（平成30年度）と比べると、新たに開始された調査件数は4件減少し、処分等件数は2件減少した（表4）。

表4 調査及び懲戒処分等の件数等の推移

(単位：件、人)

項目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	累計 (平成12～令和元年度)
	調査開始事案数		16 (3)	11 (4)	19 (0)	18 (0)	14 (1)
処分等件数 (人数)		15 (35)	13 (33)	18 (64)	16 (40)	14 (174)	380 (1,446)
懲戒処分件数 (人数)		7 (10)	6 (7)	9 (14)	8 (12)	6 (10)	228 (531)
免職		3 (3)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	68 (85)
停職		3 (4)	1 (2)	4 (5)	5 (5)	1 (1)	45 (56)
減給		1 (2)	1 (1)	1 (1)	2 (5)	1 (1)	62 (126)
戒告		1 (1)	1 (1)	4 (6)	1 (1)	4 (7)	102 (264)
矯正措置件数 (人数)		10 (25)	8 (26)	10 (50)	10 (28)	11 (164)	212 (915)

- (注) 1 〈 〉は前年度からの継続事案数(外数)を表す。  
 2 1事案につき懲戒処分を受けた職員と矯正措置が講じられた職員の両方がいる場合はそれぞれに件数を計上しているため、懲戒処分の件数と矯正措置の件数との合計は、処分等件数と一致しない。  
 3 1事案につき異なる種類の懲戒処分を受けた職員がいる場合はそれぞれの種類ごとに件数を計上しているため、内訳(免職等)の件数の合計は、懲戒処分件数と一致しない。  
 4 1事案につき調査結果報告が複数回行われた場合には、処分等件数は、最初に調査結果報告が行われた年度のみに計上し、処分等人数は、それぞれの処分等に係る調査結果報告が行われた年度に計上している。

## (2) 倫理法等違反事案の概要

令和元年度において、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われた事案の概要及び処分内容は表5のとおりである。

表5 令和元年度における倫理法等違反により懲戒処分が行われた事案の概要等

番号	違反行為	処分内容	事案の概要
1	利害関係者から飲食の供応接待を受けた事案(倫理規程第3条第1項第6号違反)	戒告 (1人)	国土交通省の地方支分部局の職員1人が、立入検査、監査又は監察の相手方として利害関係がある事業者から、飲食の供応接待を3回(合計30,000円程度)受けたもの。
2	利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受け、また、部下職員の倫理法等に違反する行為を黙認した事案(倫理規程第5条第1項、第7条第3項違反)	戒告 (4人)	国税庁の地方支分部局の職員3人が、利害関係のない事業者から金銭の贈与をそれぞれ1回～2回(一人当たり20,000円～60,000円)受けたもの。 また、別の職員1人が、同事業者から金銭の贈与を1回(20,000円)受けたほか、部下職員が同事業者から金銭の贈与を受けた行為を黙認したもの。
3	贈与等報告書を提出しなかった事案(倫理法第6条第1項違反)	減給3月 (1/10) (1人)  戒告 (1人)	警察庁の地方機関の職員1人及び地方警察官1人が、職務外で行った執筆に係る原稿料のうち、それぞれ3件又は13件について贈与等報告書を提出しなかったもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
4	利害関係者から金銭の贈与を受けた事案(倫理規程第3条第1項第1号違反)	免職 (1人)	法務省の施設等機関の職員1人が、不利益処分及び行政指導の相手方として利害関係がある者から、有利便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、同者の知人等を介し、8回にわたり合計198万円の金銭の贈与を受けたもの(職員は収賄の容疑で逮捕・起訴され、有罪判決を受けている。)
5	利害関係者から金銭の貸付けを受け、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けた事案(倫理規程第3条第1項第2号、第5条第1項違反)	停職3月 (1人)	国税庁の地方支分部局の職員1人が、立入検査、監査又は監察の相手方として利害関係がある事業者から金銭の貸付けを1回(300万円)受けたほか、同事業者と利害関係がない期間において、金銭の貸付けを1回(90万円)受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けたもの。
6	利害関係者から金銭の貸付けを受けた事案(倫理規程第3条第1項第2号違反)	戒告 (1人)	国土交通省の地方支分部局の職員1人が、契約の相手方として利害関係がある事業者から金銭の貸付けを11回(合計152,000円)受けたもの。

また、倫理法等に違反する行為の態様等に照らし、矯正措置が講じられた事案は、11件で合計164人であり、これらの違反行為は、次のとおりである。

- ・ 贈与等報告書を提出しなかったもの（倫理法第6条第1項違反）2件4人
- ・ 利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受け又は他の職員が贈与等報告書を提出しなかったもの（倫理法第6条第1項、倫理規程第5条第1項違反）1件2人
- ・ 利害関係者から物品の贈与を受けたもの（倫理規程第3条第1項第1号違反）2件3人
- ・ 利害関係者から無償で役務の提供を受けたもの（倫理規程第3条第1項第4号違反）3件148人
- ・ 利害関係者から無償で役務の提供及び供応接待を受けたもの（倫理規程第3条第1項第4号、第6号違反）1件1人
- ・ 利害関係者から供応接待を受けたもの（倫理規程第3条第1項第6号違反）2件5人
- ・ 利害関係者から物品の贈与を受け、共にゴルフをしたもの（倫理規程第3条第1項第1号、第7号違反）1件1人

（注）上記矯正措置が講じられた事案には、1事案について調査結果報告が複数回行われた事案が含まれているため、その件数は、表4の「矯正措置件数」と一致しない（表4（注）4参照）